

介護保険認定申請者の方へ

「主治医意見書予診票」(以下、「予診票」という)は、主治医が申請者(患者)の日頃の生活状態を知り、医学的総合的に判断した上で、要介護認定審査に必要な「主治医意見書」をより正確に作成するために、参考にさせていただく資料となります。

この「予診票」は、個人情報保護法に基づき、他の目的に利用することはありません。

平成25年7月から、下記のとおり「予診票」の運用を開始いたしました。

「予診票」の記載や主治医への提出は任意となりますが、円滑な介護認定に向けてご協力いただきますようお願い申し上げます。

《 主治医意見書予診票の流れについて 》

(予診票の記入)

- 1 「予診票」は、両面1枚になっています。
申請者ご本人もしくはご家族等が、分かる範囲でご記入ください。

※ 記載方法についてご不明な点などありましたら、受診時に主治医にご相談ください。

(予診票の提出)

- 2 「予診票」は、なるべく早め(できれば1週間以内)に主治医へ直接ご提出ください。

(主治医意見書の作成)

- 3 主治医は、ご提出いただいた「予診票」を参考に、医学的総合的に判断して、「主治医意見書」を作成します。
その際、必要に応じて主治医から聞き取りが行われます。

【問い合わせ先】

詳細については、

大分県医師会 ☎ 097-532-9121

または、受診予定医療機関にお問い合わせ下さい。